

# 水道局の経営効率化の推進

水道局では、職員定数の減少や業務の改善により効率化を進め、前回の料金改定を行った平成9年度から平成21年度までに約42億円の経費節減を行いました。以下はその主な内容です。

## ①業務の委託化

水道局の経費節減は様々な方法により進めていますが、その中で民間活力の活用による効率化は、従来水道局職員で実施していた業務について、その業務のノウハウをもつ民間事業者等に委託するもので、このことにより水道局では職員数を減じ、民間事業者では収入を得るとともに新たな雇用の発生や技術の集積、向上につながります。

業務委託化の主な実績は次のとおりです。

- 平成9年度 検針業務の委託化
- 平成12・13年度 水道管破裂修繕業務の一部委託化
- 平成17年度 営業窓口の委託化
- 平成19年度 滞納整理業務の委託化
- 平成21年度 広田浄水場及び柚木浄水場の運転管理業務委託化
- 平成21年度 水道局本庁舎宿日直業務の委託化

また、現在山の田浄水場と大野浄水場を統合し、山の田浄水場の場所に新たな浄水場を建設することとしていますが、新浄水場については建設と運転管理を一貫して発注し、効率化を図ることとしています。その他水道管の移設業務等についても段階的に委託化を進めています。

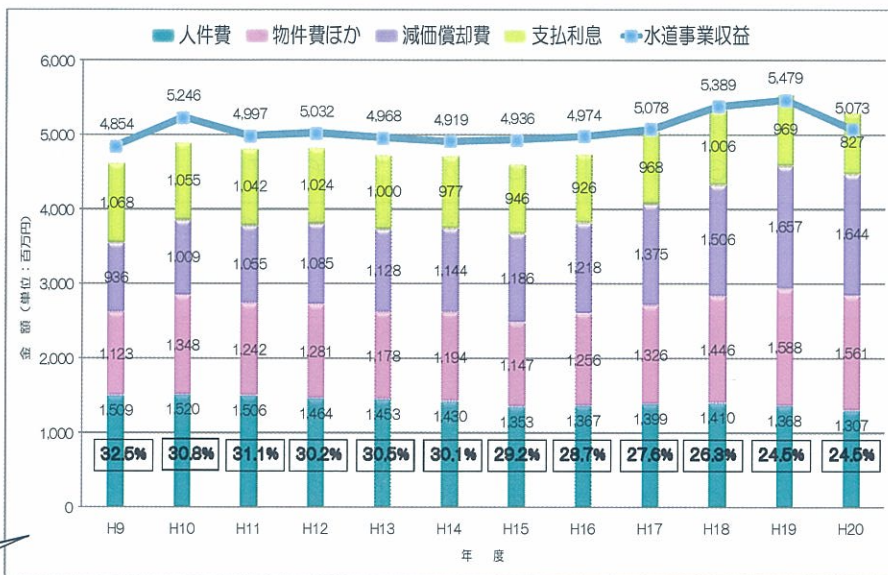
なお、民間事業者等に業務を委託しても、安全、安心な水の安定供給という責任は水道局にありますので、委託業務の監理は引き続き直営業務として堅持してまいります。

## ②機構改革による業務効率化の推進

佐世保市水道局では平成21年6月1日に機構改革を実施し、上下水道の一体的推進をはじめとして、情報の一元化と連携の促進を図り、目標管理により「佐世保市上下水道ビジョン」の推進を実施する体制を構築するとともに、職員定数を減じました。

## ③補償金免除繰上げ償還の実施

水道施設の建設のために、その財源として企業債を活用していますが、過去に借り入れたものの中には現在では高利となっているものがあります。これを低利の融資に借り換えをするためには、従来は、借り換えにより軽減できる利息相当分を予め補償金として納付することが条件であったため、各水道事業者が利用することは困難でした。しかしながら、平成19年度から、その補償金の免除により借り換えができることとなりましたので、佐世保市水道局は、その制度活用をクリアして、制度の適用を受け、平成21年度までに約2億6千万円の経費節減を行っており、最終的（平成33年度）には約10億8千8百万円の経費節減を図ることとしています。（同様に下水道事業についてもこの制度の適用を受けています。）



経費総額は増加傾向ですが、人件費は減少しています。

経営の効率化については、その他にも、特殊勤務手当の廃止等の人件費削減、遊休地の有効活用、日々の業務でのカラーコピー縮減や被服費の節減等、あらゆる方法を駆使して経費節減に努めています。

## 今後のサービス向上施策

水道局では今後も絶えず業務を精査し、効率化の推進による経費節減に努めていくとともに、次の事項について研究検討してまいります。

### ①毎月納付の実施

現在水道料金及び下水道使用料は二ヶ月ごとに納付をお願いしていますが、平成23年1月から毎月納付に移行します。

### ②コンビニ納付の実施

水道料金及び下水道使用料の納付について、口座払い以外の利用者には、納付書を送付し金融機関での納付をお願いしていますが、平成23年4月からコンビニでも納付できるように改善します。

## 水道局からのお願い

○水道料金の期限内納付をお願いします。毎年度末に2億円を超える料金が滞納されており、その料金をお支払い頂くための停水及び収納業務に経費を要しています。この経費も水道料金として皆様に負担して頂いていますので、経費節減の面からも納期限内に納付されますようご理解をお願いします。

○料金の支払いは「口座払い」が便利です。現在約80%の皆様が利用されていますが、納付書で納付されている皆様も是非「口座払い」を利用されますようお願いいたします。（詳しくは、水道局ホームページまたは水道局営業課へお尋ね下さい。）

【水道局HP】 <http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/SUIDOU/>

# 水道だより

# No.9

(平成22年1月)

## ○水道料金改定のお願い

佐世保市の水道事業は、平成6年度に発生しました大湯水の対策に多額を要したことなどにより、収支が悪化したため、平成9年5月に25%の料金改定を行いました。その後今日まで、料金改定を行わず事業運営を行ってまいりました。

しかしながら、安全、安心な水の安定供給を続けるためには、これまで対応が遅れていた老朽施設の改善を進め、更に継続して実施していかなければならないことから、今後の経費増加は避けられない状況にあります。また、一方では、市民の皆様の節水に加え、昨今の景気低迷もあり、水道使用量が減少したことにより減収となり、急速に水道事業収支が悪化してまいりました。

このため、水道事業の中長期マスタープランである「佐世保市上下水道ビジョン」を策定して目標管理による経営に努め、民間活力の活用等により職員数を減じるなど、懸命に経営改善を行いました。どうしても収支の改善には至らず、「佐世保市上下水道事業経営検討委員会」から、「34.68%の料金改定を行う」との答申を受けて、平成21年9月定例会市議会に、答申よりも更に圧縮した27.35%（平成24年度からは29.35%）の値上げとなる料金改定案を提案しました。同議会では、市民の皆様の節水による減収分を料金引き上げで賄うのは理解が得られないとの指摘があり、更に水道料金改定は「水道局だけで解決できる問題ではない」との理由で継続審査となりました。

そこで、市全体で再度検討を行い、市民の皆様の節水努力による水道事業の減収分は、水道局のさらなる経営努力と一般会計から水道事業へ支援を行い、市民の皆様の負担とならないことで財源を確保することとし、緊急的課題である施設整備の経費については、これも水道局の更なる経営努力と一般会計からの貸付により料金改定幅の圧縮を行い、平成21年12月定例会市議会に19.68%の値上げを行う水道料金改定案を提案いたしました。

平成21年12月定例会市議会では、12月18日の本会議において承認をいただきました。

水道局としましては、引き続き事業の効率化を行い、経費節減に努めながら、職員一丸となって、安全、安心な水の安定供給に努めるとともに、安定経営を図る所存でございます。市民の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

平成22年1月

佐世保市水道事業及び下水道事業  
管理者 吉村 敬一

お問い合わせは

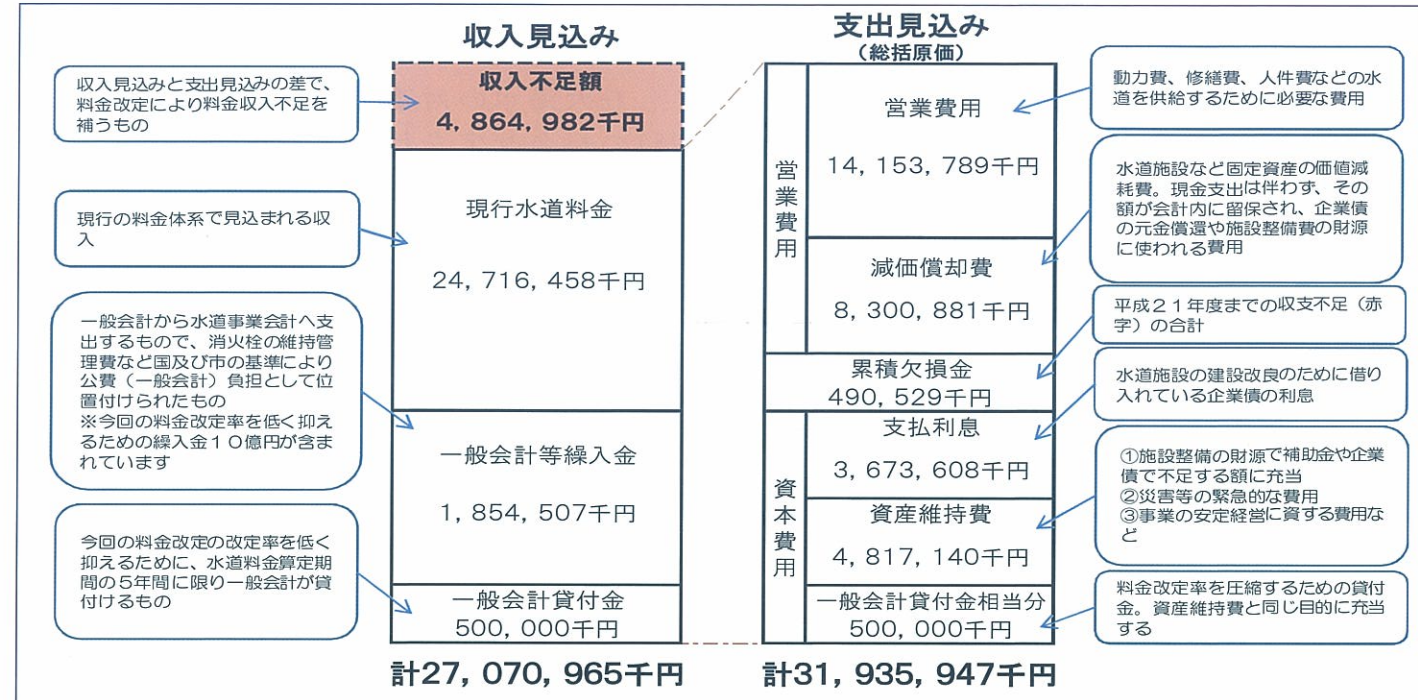
佐世保市水道局 ☎24-1151 (代表)

# 平成22年4月1日から水道料金が変わります

## 水道料金の決定方法

水道料金の算定にあたっては、可能な限り経費節減を行うことを前提として、算定期間での支出見込み（総括原価）を試算し、それに対して、現行料金制度による収入見込みを算出します。

今回の料金改定においては、料金算定期間5年間（平成22年度～平成26年度）における支出見込み総額（総括原価）に対して、収入見込みが不足することになるため、その不足額を補うために料金改定するものです。



### 【水道料金の改定率の算出方法】

$$\text{水道料金の改定率} = \frac{\text{収入不足額 (総括原価 - 現行水道料金 - 一般会計等繰入金 - 一般会計貸付金)}}{\text{現行水道料金}}$$

$$19.68\% = \frac{4,864,982 \text{千円} (31,935,947 \text{千円} - 24,716,458 \text{千円} - 1,854,507 \text{千円} - 500,000 \text{千円})}{24,716,458 \text{千円}}$$

## 市議会に上程した議案について

水道料金改定については、平成21年9月定例会市議会に提案しましたが、継続審査となりました。

公営企業である水道事業は独立採算を原則としていますが、佐世保市としては、この継続審査における佐世保市議会の指摘を受け、今回の料金改定については、一般会計の支援を行うよう再度検討を行い、平成21年12月定例会市議会において、前議案を撤回のうえ、料金改定率を圧縮して、改めて提案を行い、承認されました。

### 【現行料金と改定後料金】

現行料金	水道料金 (月15m <sup>3</sup> の料金)	
	税抜き	税込み
	2,215円	2,325円



平成21年9月定例会市議会提案内容		
改定率	水道料金 (月15m <sup>3</sup> の料金)	
	税抜き	税込み
平成22年～平成23年 27.35%	2,814円 (+599円)	2,955円 (+630円)
平成24年～平成26年 29.35%	2,859円 (+644円)	3,002円 (+677円)

※ ( ) の数字は現行料金との差額



平成21年12月定例会市議会承認内容		
改定率	水道料金 (月15m <sup>3</sup> の料金)	
	税抜き	税込み
平成22年～平成26年 19.68%	2,649円 (+434円)	2,781円 (+456円)

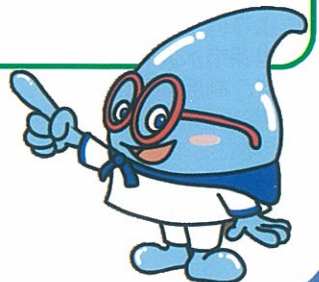
※ ( ) の数字は現行料金との差額

### 値上げ幅の圧縮について

市民の皆様の節水による減収分について、佐世保水道局は平成17年度と平成19年度に渇水のため皆様に節水をお願いしましたが、その前の年である平成16年度は、近年では比較的渇水の影響が少ない年であることから、減収が著しい平成20年度と平成16年度の料金収入を比較し、その減収分（約3億3千万円）を市民の皆様の節水効果と判断しました。この減収分については、一般会計が年度ごとに2億円（5年間合計10億円）の支援（水道料金の決定方法の表「一般会計等繰入金」）を行い、残り1億3千万円は水道局の経営努力で対応することとしました。

さらに、施設整備などの経費増加分については、水道局の経営努力と職員の人件費の縮減及び一般会計貸付金1億円（5年間合計5億円）で、年度ごとに1億5千3百50万円を捻出します。

以上の対応により、料金改定率を29.35%から19.68%に圧縮しました。



## 他都市との比較

本市水道料金は料金改定により、長崎県内において、23市町中7番目（現行料金では17番目）となります。

○長崎県内 水道料金 (高い順)			
No.	市町名	給水人口 (人)	15m <sup>3</sup> (円・税込)
1	平戸	28,990	3,250
2	新上五島	24,956	3,150
3	波佐見	15,407	3,150
4	長崎	437,282	2,997
5	南島原 (口之津)	10,944	2,940
6	壱岐	7,111	2,910
⑦	佐世保 (改定後)	253,839	2,781
7	小値賀	3,196	2,750
8	江迎	5,970	2,670
9	時津	29,530	2,650
10	五島	26,693	2,625
11	鹿町	5,342	2,600
12	西海	10,379	2,540
13	大村	84,856	2,493
14	長与	39,033	2,415
15	川棚	14,850	2,410
16	諫早	132,986	2,380
⑰	佐世保 (現行)	253,839	2,325
18	東彼杵	9,178	2,320
19	佐々	13,698	2,200
20	対馬	14,063	2,100
21	雲仙 (吾妻)	23,923	1,960
22	松浦	17,416	1,753
23	島原	38,377	1,370

\*雲山市及び南島原市については合併前の料金でそれぞれ設定しているため一番高い金額を表示しています

## 新料金単価表

### 〔1か月料金〕

料基 金本	10m <sup>3</sup> まで (ただし、5m <sup>3</sup> まで)		(税抜き)
	10m <sup>3</sup> を超え	20m <sup>3</sup> まで	
超過 料金	20m <sup>3</sup> を超え	50m <sup>3</sup> まで	233円
	50m <sup>3</sup> を超え	100m <sup>3</sup> まで	253円
	100m <sup>3</sup> を超え	200m <sup>3</sup> まで	273円
	200m <sup>3</sup> を超え	500m <sup>3</sup> まで	302円
	500m <sup>3</sup> を超え	1,000m <sup>3</sup> まで	305円
	1,000m <sup>3</sup> を超えるもの		309円
			312円

(超過料金は1m<sup>3</sup>あたりの単価)

※本市では2ヶ月に1度検針を行っており、2ヶ月分の水道料金を納めていただいております



水道局では、今後も経営改善に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

## Q & A

### Q 水道料金はどのようにして自治体ごとに違うの？

**A** 水道料金は、水道事業を運営するために要する経費（支出）と水道料金収入を比較検討して算定します（「水道料金の決定方法」参照）が、水道事業を運営するために要する経費は、自治体の事情によって異なるため、設定された料金体系も異なったものとなります。

佐世保市は山間部の多い地形のため、高地まで水を配水するためのポンプ所や配水池が多く、その建設費用や運転管理費用を多く要します。また水源が乏しいため、様々な場所から取水しており、複数のダムや河川水での運用を余儀なくされ、そのため取水施設や原水を浄水場まで運ぶ管の整備や維持管理にも多くの費用を要しています。このように佐世保市は経費が高額になる要素を多く抱えています。

### Q 今回の料金改定は石木ダム建設が影響しているの？

**A** 施設の建設費用には、減価償却費と企業債（財源として借り入れたお金）の支払利息（「水道料金の決定方法」参照）が含まれます。減価償却費は施設が完成しその供用を開始すると費用として計上されますので、石木ダムも供用開始時に費用として計上することになります（計画では平成29年度から供用開始予定）。

企業債は石木ダム建設でも使われており、その支払利息は元金とともに現在返済を行っています。今回の料金改定期間である平成22年度から平成26年度までに、合計約6億5千万円を返済する予定です。この金額は同期間の水道料金の収入総額（「水道料金の決定方法」の現行水道料金と収入不足額の合計）の2.2%にあたり、標準的な世帯（月15m<sup>3</sup>使用）の1ヶ月分の水道料金2,781円では約61円に相当します。石木ダム建設にかかる企業債の返済は、すでに現行料金にも含まれており、今回の料金改定の要因ではありません。